

## 事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
(宛先) 京都市長	平成23年9月29日	

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

京都市中京区守町通御池上る上本能寺前町488番地

氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

京都市教育委員会 教育長 高桑 三男  
電話 075-222-3767

主たる業種	教育、学習支援業全般					細分類番号 8   1   2   1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号					<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで					
基本方針	平成20~22年度平均を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。					
計画を推進するための体制	「京都市役所CO2削減アクションプラン」を効率的・効率的に推進するために平成17年4月に実施した組織である「京都市地球温暖化対策推進本部(市長部局監督)」による指揮のもと、京都市役所本庁舎、医療所・支所等のオフィス系団地内における京都市独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」等により、京都市立学校・幼稚園及び教育関係施設の特性を踏まえた実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組を推進していく。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	23,628.7 トン	20,514.1 トン	20,514.1 トン	20,514.1 トン	-9.4 パーセント
	評価の対象となる排出の量	20,935.3 トン	20,514.1 トン	20,514.1 トン	20,514.1 トン	-2.0 パーセント
	目標の根拠	子どもたちの学習指導環境や来訪される市民の方々の利用環境を維持し、健康状態への配慮を行いつつ、可能な範囲で省エネ対策の実施を図りつつ、学校園等の認可及び空調機の高効率化及び新規化を図る。				
	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/1000)	13.71	12.43	12.43	-9.49 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )				パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		エネルギー使用量に最も関連が深い指標であるため。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考
	(23) 年度	88.0 ㌶	88.0 ㌶	88.0 ㌶	88.0 ㌶	
	(24) 年度					
	(25) 年度					
	措置の内容	京都市職員が率先して自動車から公共交通機関や自転車、歩歩による通勤への転換を図るために、市教委員については市長部局と同様のエコ通勤の取組を実施。また、学校園に勤務する教職員についても学校園に即した基準を策定し、平成23年4月から本格実施。				
	上記の措置を採用する理由	エコ通勤の取組実施に伴い、多くの市教委員及び教職員からの協力が得られたため。				
	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証券等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地球温暖化対策に資する社会貢献活動	教育委員会事務局においては、京都市役所オフィス系団地内マネジメントシステム等にに基づき、裏面利用可能なコピー用紙の使用や昼休み・定時後の部分照明、レジ袋の持込み禁止、マイバッグの持多等の取組を推進している。また、学校園においては、最大出力電力値の抑制するための電力販賣測定装置の設置や、NPOや団体・市民・企業のボランティアと連携し、夏休みや冬休みなどの長期休業期間中に、子ども環境教室計画「こどもエコライフチャレンジ」を使った省エネ、省資源に資する取組を推進している。				
特記事項	新制度より、省エネ法の改正に併せて新たな特定事業者として報告					

注 1 許可する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。